



2025年6月16日

各位

会社名 株式会社 マルゼン
代表者名 代表取締役社長 渡辺 恵一
(コード番号: 5982 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役 君塚 浩二
(TEL.03-5603-7111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 11,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,495円
(4) 処 分 総 額	40,192,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く） 7名 11,500株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年4月20日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と対象取締役との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、本制度に基づき取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を総額年100百万円以内で支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下の通りです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、

当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 50,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本日、取締役会において、対象取締役 7 名に対して金銭報酬債権合計 40,192,500 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式 11,500 株を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 7 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から取締役の地位を退任する日又は払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないことといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものといたします。なお、対象取締役が取締役の地位から任期満了その他の正当な事由により退任した場合、又は死亡により退任した場合は、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の譲渡制限を解除します。解除の割合は（3）②の計算方法をもって行なうことといたします。

（3）対象取締役の退任時の取扱い

対象取締役が正当な事由により又は死亡により退任した場合、当社は、対象取締役が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を差し引いた数の本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

①本割当株式（但し、本契約に基づき既に無償取得された本割当株式を除きます。）の数

②払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から、対象取締役が退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、1 を上限といたします。）に、前号に定める本割当株式の数を乗じた数（計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものといたします。）

(4) 当社による無償取得

当社は、上記(2)において、本譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得するものいたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から、当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

(6) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、本譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年6月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,495円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上